

スウェーデンの老人福祉と私

小野寺 百合子

私は1941年から46年までスウェーデンに住み、戦後は1994年までに8回スウェーデン旅行をした。その間にできた多くのスウェーデン人の知己や友人とのつき合いを通じて、この国の変化を追いかけつづけることができたのは幸せであった。戦争中は中立を通して戦禍を蒙らなかつたとはいえ、50年前と今日では目を見はるほどの変化がある。それは徐々に社会の仕組みが変わっていったのであって、国民の意識も生活も習慣も抵抗なく変化した。しかも昔のスウェーデンらしさも残っているところを、私は日本人として客観的に眺めつづけた。こういう環境で夫、小野寺信は戦中の陸軍武官という役柄の延長として、スウェーデンの国家安全保障の研究をライフワークとし、私はスウェーデンの社会保障政策に興味をもった。

社会政策のうちでも私は、特に老人福祉が日本とはあまりに異なるのが面白くて、その進展ぶりを追いかけて遂に今日まできてしまった。私どもが戦争中につき合った人々が加齢すると同時に、国の社会保障はめざましく進展していったが、私は幸いにも法律や政策や施策に関する公的資料が手にはいったので、常に進みゆく実態を把握することができた。その上で時々現地を訪れ、個人的に生活の変化に直接接して話を聞くと、一々納得がいった。

1940年代のスウェーデンは、社民党政権が誕生してから数年が過ぎ、失業対策の成功により貧乏国からの脱出ができ、「社会のあらゆる層に対する平等と正義」の実現にはいろいろとする矢先に、第二次世界大戦が起つたのであった。戦争となるとスウェーデンは厳正中立を最優先させ、強力な武装中立のために国民に重税を課した。この時点で完成していたのは労働者対策だけで、社会で働く場は十分にあり、働く限りよい生活ができたが、働けなくなった老人の悲惨さは驚くほどであった。その時代をスウェーデンにいた私どもは毎日の新聞でその事実を知り、後に資料や統計で事実を確認した。

スウェーデンでは前世紀の半ば以来の農業革命と工業革命の大貧困時代に、大家族社会から個人主義社会へ移行し、子が親を扶養する義務も習慣も崩壊してしまった。老人の半数は生活保護を受け、生活不能者は老人ホームへ収容された。当時の老人ホームは中世の流れの中で、貧困を罪とする懲罰的性格のものであった。

戦争が終わると中立のおかげで無傷で残つたスウェーデンはすぐさまヨーロッパ中の戦災国の援助に向かい、国防費急減の上に、急速な経済繁栄がはじまつた。その富を社民党政府は今度こそ国民全体に平等に分かつことにした。最初に年金制度に手をつけ、国民すべてが権利として一市民の生活を保障される国民年金を目標とした。それに基準の住宅に住めるようにと住宅手当を制定した。

それは1960年頃までに達成した。日本人から見れば、1940年代の子から見離されていた老人の悲惨さ以上に、無収入の老人が立派な文化生活を保障されるのに驚いた。それに独立世帯が持てなくなった老人を老人ホームに収容することを地方自治体に義務づけた。

日本の老人福祉法の制定は1963年で、その時はじめて公的老人ホームが発足したが、対象は生活保護者だけで、施設のレベルは到底スウェーデンの老人ホームの比ではなかった。

スウェーデンでも初期には老人ホームは無料で低所得者だけのものであったが、1969年頃、国民年金が食べられる額になると年金から料金を支払うことになり、さらに付加年金が発足すると、国民年金の70%、付加年金その他の収入の80%が料金と定められた。それで独立生活のできなくなった老人は誰でも受け入れてもらえるようになったが、処遇は一率であった。ごく少数存在する民営ホームには公的補助はなく、全経費は入居者負担だから、特殊な人しか利用できない。

人は現役の間は所得に格差があり、生活程度に差はあってもよいが、引退後の年金生活は平等であるべきだとの理念の下で、完成したスウェーデンの老人福祉は世界一と自他ともに許した。だが私の実感からいうと、無力な個々の老人に公費だけで、ここまで高度な文化生活をさせる必要があるかしらと疑問を抱いた。その一方でその昔、私どもとつき合った人々の引退後の生活ぶりをみると、戦前戦後の時代を背負ってこの国を今日の繁栄に導いた人々の、引退後がこれではむしろ不公平と思えてならないのであった。

私は遂に世界一となったスウェーデンの社会政策の発展過程を、30年ほど追いかけてつづけたつもりだが、1982年の新しい社会福祉法の発効を以って研究を打ち切ることにした。

それから10年たって、1992/93年度予算案を偶然目にする機会があったが、その冒頭に「選択の自由革命」という見出しを見て驚いた。それは戦後の好景気時代に公費で築き上げた世界一の福祉国家が、世界不況、特にこの国の経済逼迫のため、公費による維持運営は最早困難となったのであった。社会福祉も他の部門と同じく民間の自由発想による運営に切り換え、政府の補助金とともに受益者負担も当然とするところとなったのである。

日本は戦後も子の老親扶養の思想は根強く、老親と子の同居が当然で、子に扶養され得ない低所得の老親に限って公的援助がなされるのが今なお現状である。ところが日本では人口の高齢化が急に進んだばかりでなく、年金制度の充実と経済発展のために、老人の独立指向が急に高まってきた。それは子に扶養されなくても独立が可能な老人が増加してきたことではあるが、これらの人々は公的老人対策の対象ではない。最近ようやく地方自治体で少しばかり手をつけ出したところである。従って日本では、独立老人の福祉の担い手は民間だけといわざるを得ない。国の補助のある福祉法人など非営利団体によるもの、老人産業と呼ばれる営利事業、大小さまざまに存在する。

この両国でこのように拠って来たところは異なるのに、現在現われている現象はよく似てきた。従来、日本はスウェーデンに学べ学べといわれ通しであったが、今日スウェーデンは日本を研究しようとしている。スウェーデンが今までの高いレベルを維持するために、公費だけに頼らない民間の努力工夫こそが、日本の学ぶべき本目ではなかろうか。

(おのぞら・ゆりこ (社)スウェーデン社会研究所顧問)